

庁舎建設特別委員会会議録

平成24年9月5日(水)

(開 会) 10:00

(閉 会) 11:35

案 件

1. 庁舎建設に関することについて

委員長

ただいまから、庁舎建設特別委員会を開会いたします。「庁舎建設に関することについて」を議題といたします。「先の委員会における要求資料について」「市民説明会、市民意見募集の状況について」「基本計画(案)について」説明を求めます。

庁舎建設対策課長

先ほど委員長のほうからありましたとおり、きょう5つのそれぞれの資料を配付させていただいております。前回委員会での要求のありました資料が2部、それと市民説明会に伴います実施報告書、概要でございます。それと市民意見募集結果についてという表題と、最後が基本計画案の変更一覧表というかたちで、5枚配付させていただいております。順次説明をさせていただきます。まず、前回の委員会で資料要求のありました上野委員より要求のありました、表題が資料1「庁舎整備検討体制による検討経過」という表題の資料を配付させていただいております。内容につきましては表形式にいたしておりますけれども、内容は検討体制におけます各協議経過と庁舎間の連携等に関する検討状況の概要をまとめております。協議経過につきましては表形式にいたしておりますが、1ページの1で庁舎建設作業委員会という表題でございますが、作業委員会での開催状況と案件を表にいたしております。下の2の庁舎建設作業委員会ワーキンググループという表題でございますが、1ページから次の裏の2ページにかけて(1)で窓口機能ワーキング、(2)執務機能ワーキング、(3)新サービス機能ワーキング、(4)議会機能ワーキング、(5)OA、IT機能ワーキング、以上設置しておりますワーキンググループの各開催状況とその案件を載せております。その中で3ページになりますけれども、庁舎連携に関する検討の状況の概要でございますが、3ページの表に記載しておりますとおり、窓口機能、執務機能の各ワーキンググループの中で表の中に記載しておりますとおり、テレビ電話、総合案内、お客様相談室、窓口延長、テレビ会議等の検討の必要性について意見が出されております。その中で、結果としましては引き続き検討していくこととしまして、表の一番右に書いておりますとおり、基本計画案の中で新庁舎における新たなサービスという項目の中で今後継続して検討するという表記をいたしております。その表の下に(2)で各担当部署での検討という表題の中でそれを踏まえた具体的な現在までの動きを記載しておりますけれども、テレビ電話を活用しました庁舎間の連携について、7月でございますが先進地視察を行い、庁舎ネットワークを活用したカメラによるテストを行っている状況でございます。以上が上野委員より要求のありました資料でございます。次にA3版で非常に見にくいんでございますけれども、小幡委員より要求のありました先例市の新庁舎でのランニングコストの状況についてでございます。資料2「庁舎維持管理経費調」という資料を配付いたしております。参考までに費目をずっと列記して1つにまとめました関係で非常に小さくて申しわけございませんけれども、費目を表記したほうがわかりやすいかなと思ひまして、費目も残した形での集計を行っております。庁舎に係る維持管理費につきましては、庁舎の形態、設備等によりまして費目も異なってきますし、各年度においても補修等の有無によりまして差異が出ますので、参考でございますけれども本表の、まず、飯塚市におけます平成22年度の本庁、4支所の費用を各費目ごとに

列記いたしております。平成22年度の飯塚市の本庁舎の維持管理費の合計につきましては、下から一番左の列の下から2行目になりますけれども、1億1309万8千円かかっております。支所を飛ばしまして、その右の太い枠の中に平成22年度に完成しております青梅市のデータを提供いただきまして、各費目ごとに列記をいたしております。青梅市の枠の中の左の列に、旧庁舎、上から6行目にちょっと見にくいんですけども書いてありますが12,764平方メートルございます。その維持管理費を枠の中の左の列に、真ん中の列に新庁舎が22,097平方メートルございますので、その新庁舎の維持管理費用を列記しまして延床面積が22,000平方メートルございますことから、本市の基本計画案の延床面積相当17,800平方メートルとした場合に引き直した数字を枠内の右の列に表記いたしております。その枠の右の枠、最後の一番右の太枠の中には、先日視察いたしました西尾市での維持管理費のデータを提供いただきまして、これも各費目ごとに列記いたしております。西尾市役所庁舎の場合は延床面積が、これも上から6行目でちょっと見にくいんですが、18,283平方メートルで本市の計画しております庁舎規模と大きな差異はございませんので、そのままの数字を表記させていただいております。青梅市、西尾市、双方とも平成23年度の数値でございますが、青梅市の場合は旧庁舎の延床面積12,760平方メートルで、新設前の平成21年度の維持管理費でございますが下から2行目で1億4548万3千円でしたけれども、新庁舎面積が1万平方メートルほどふえまして、真ん中でございますがトータルが2億1308万6千円かかっております。その下に1平方メートル当たりの費用を算出したしておりますけれども、旧庁舎で平米単価の維持費が11,398円から新庁舎になりまして9,643円に下がっております。青梅市の22,097平米を飯塚市の本庁舎規模17,800平米に割り戻した数字につきましては下から2行目になりますけれども、1億7164万5千円となっております。西尾市の場合は旧庁舎の延床面積が西尾市の枠内の左側でございますけれども、8,632平米でございます。新庁舎建設前年の平成19年度の維持管理費は下から2行目になりますけれども6668万2千円でございますけれども、新庁舎の延床面積が18,283平米になりました関係で、平成23年度の維持管理費につきましてはこれも一番右の下から2行目になりますが、1億3989万7000円となっております。平米当たりの単価につきましては多少下がっておりますが、大きな差異は出ておりません。新築での維持管理費の抑制、設備等によって異なってきますので、参考でございますけれども1平米当たりの経費につきましては安くなると考えられますし、省エネ、ライフサイクルコストを考えた上での整備を進めてまいりますけれども、延床面積が本市の場合4,500平米ほどふえることになりますので、こういった事例から考えますと維持管理が出ることも頭に入れておく必要があるかというふうに考えております。以上が前回要求のありました資料でございます。次に、「新庁舎基本計画案等に関する市民説明会の実施報告」という表題の資料をお配りさせていただいております。1ページの1の実施会場の(3)の日程、会場及び参加人数等の欄の表で、各会場ごとの参加人数の集計を行っております。ページをめくっていただきまして、2ページ以降が各会場での質問、意見等を順に列記いたしております。庁舎の位置についての合併協定事項についての意見が多く出ました一方で、位置の問題とは別に事業費についての意見が多く出されておまして、規模の問題も含めまして事業費用の抑制を求める意見が多く出されております。内容の説明は省略させていただきます。次に、「新庁舎基本計画案についての市民意見募集の結果について」という表題の資料をお配りさせていただいております。基本計画案の公表後、8月1日から一昨日の9月3日までに行いました市民意見募集の状況でございます。2の募集結果について、募集結果について表で表記いたしておりますとおり、62名の方から意見をいただいております。ページをめくっていただきまして、その内容を意見別に集約いたしております。の基本計画案全般についての意見では賛成の意見がある一方で、新築反対の意見や改修の意見も出ております。の施設設備具体的機能につい

での意見の中では、駐車場に関してスペースの確保や有料化といった検討を行うべきといった意見や、表の一番下になりますが機能の部類でございますが、教育委員会を含めて本庁の一本化を望む意見が多く出ております。次のページでは、費用の抑制を求める意見や支所、庁舎の活用、支所機能の拡充を求める意見が出ております。以上が市民意見募集の結果でございます。最後にA4横になりますが、基本計画案に係る前回以降の変更点について配付済みの冊子にしております基本計画案からは内容に大きな変更がございませんので、そういった形で飯塚市新庁舎基本計画案変更一覧表という形で配付させていただいております。変更前を左の列に、変更後を右の列に表記しまして、変更点をアンダーラインで示しております。まず変更一覧表の1ページになりますけれども、ページ番号7及び8、1行目から2行目の変更につきましては、庁舎問題検討の経緯の表題におきまして今回の基本計画案に係る市民説明会の開催及び市民意見募集について追加表記することといたしております。その下の21ページでは、上位計画及び関連計画等の項目でございますけれども、その後飯塚市内の公共建築物における木材の利用の促進に関する法律が策定されましたことから、(16)という形で追加することといたしております。1行飛びましてページ番号44から次のページにかけまして、今回の基本計画案にかかる市民意見募集で意見の多かった本庁機能の集約といった意見を市民意見の中に内容を追加させていただいております。また、その2ページでございますけれども、ページ番号45、この中で(5)としまして基本計画案に関する市民説明会での意見を、先ほど説明しました市民説明会の庁舎建設についての意見、具体的には民間移譲の努力をして費用の抑制を図ること、財政状況に応じた返済可能な適正規模での事業計画、小学校単位へのサービスの分散化といった意見が出ておりましたので、ここの意見を追加表記させていただいております。次の表になりますけれども、次のページの3ページの1段目のページ番号55、事業費と財源の事業費の表記でございますけれども、この下に事業費の表が来るわけですが、市民説明会及び市民意見募集の中で市民の方々の多くの意見から事業費を80億といたしておりますけれども、アンダーラインで表記いたしておりますとおり、今後計画を進めるに当たっては可能な限り事業費の抑制を図り、将来負担の軽減に努めますという表記を追加させていただきまして、規模も含めて費用の抑制に努めていく考えでございます。次の下の2段目の財源の表には欄外に合併特例債についての表記が不十分ございましたので、合併特例債について表の下段に追加で、説明を追加表記をするようにいたしております。その1番下の3段目につきましては、先日の委員会で道祖委員より指摘のありました合併特例債にかかる将来負担についての追加表を、その表のとおり追加することといたしております。この件につきましては市民説明会でお配りしております概要版につきましても、この部分を追加した形で市民説明会に臨んでおります。次のページの4ページ以降につきましては資料編に係る変更点でございますが、内容としましては基本計画案を公表しました8月1日以降の経過を追加すると同時に先ほどの基本計画案に係る市民説明会の開催及び市民意見募集の概要について追加するものでございます。内容は先ほど説明したものと同様でございます。現段階では案の段階での変更でございますが、今後大きな変更はないものと考えておりますが、案がとれました段階で改めて基本計画を製本したうえで配付させていただく予定とさせていただきます。以上簡単でございますが、説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に関する質疑も含め議題全体についての質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

最後に説明がありました飯塚市新庁舎建設基本計画案の変更一覧表なんですけれども、この中でこのように記載していきますというふうに今ご説明がありましたけれども、45ページ、議会等での意見、このような意見があったということなんだろうけれども、基本計画案に対する

市民生活での意見、民間移譲の努力をして費用の抑制、その財政計画を立て財政状況に応じた返済可能な適正規模での事業計画、このようなことは言われていたのは承知しておりますが、議会で議会でも同じことを言ってきているというふうに思っているんですけども、あなた方はこういう表記にしたときに議会では財政のことについては一切関知していないというような表記になるのではないかと思いますけど、これについてどう考えます。

庁舎建設対策課長

申し訳ございません。言われるとおりでございますので、今後固めるうえでその旨の追記を、議会の意見の中で追加させていただきます。

道祖委員

誤解を生じないような記載をお願いします。議会が何もやってないと、すべて市民の意見で抑制するんだというような誤解を与えるようなことのないようにちゃんとやってください。それとともにですね、55ページの財源の変更後のところです。この合併特例債の表記がありますが、よくわからないんですけど、私の知識のなさなんだろうと思いますけれど、私の頭の中では総事業費に対して、1つの事業に対してですね、事業に対して、事業を100としたときに5%は一般財源で持っておかなくちゃいけない。総事業費の95%の70%に対して合併特例債が使えるということになれば、95%に対しての70%ですから、全体を100にしたときに、33.5%の一般財源を確保しておかないとだめなんじゃないかと思うんですけど、この表記からいくと合計は79億5400万、一般財源は7億7700万ということになれば、これを私の考えている、市が持ち出しする金額からすごく離れている感じがするんですけども、これはどういう計算をしたらいいんですか。それをちょっとご説明していただきたい。

庁舎建設対策課長

ここの事業費の積み上げで表記しております79億5400万円に至りますまでには、一応、今現段階で積み上げられる数字を個別に積み上げた数字でございます。中には引越しの費用、仮設の費用等々の費用もこの中に、備品も含めまして加算いたしております。そうやって積み上げました数字が79億5400万円でございますして、起債対象となりますと当然ながら移転仮移設費とか移転費及び備品につきましても軽微な備品等につきましても起債の対象になりませんことから、その部分を積み上げまして起債対象とした金額に95%を乗じました金額が71億7700万円となりますことから、全体事業費というわけではございませんで、起債対象事業費の95%を積算して合併特例債の充当事業費を積算し、差引額を一般財源という形で表しております。

道祖委員

私は頭が悪いのでよくわかんないんですけど、だから引越し費用とかそういうやつは起債の対象にならないと、起債の対象にならないというのは一般財源から出さざるを得ないと。ということになれば一般財源の数字というのが高くなるんじゃないんですか。その辺がよくわからないと。これ委員会ですからね、前々から言っているのは、合併特例債の対象事業は何で、一般財源が引越しとかそういうものを含んで幾らになって、だから市が純粋に必要な金額が幾らなのか、そういうことをきちんと説明してくださいって言うていたつもりなんですけれど、これを見る限りではですね、私の勘違いなのかというふうに、私がおかしいのかなというには思うんですけど、例えば下の数字を見ますと、55ページのですね。これは償還元金が71億7700万と、償還に係る利息総額が26億7300万、それを全部足し合わせて総額が98億5000万、交付税措置が68億9500万、差引一般財源が29億5500万ですよ。これは計算していったら先ほどから言う総額に対しての33.5%、一般財源のこの数というのはこれ以上増えるんじゃないんですか。その辺をきちっとわかるように説明していた

だきたいんですけど、質問の趣旨わかります。まずここからいきましょう、合併特例債を使う場合はここに書いているように1つの事業、例えば建物を建てるという、引っ越しとか何とかは関係ないですよ。合併特例債の対象になる事業、建物を建てますと、これは合併特例債の対象事業になりますと。これは100%建物を建て替えると100%なります。そのときに5%は一般財源で持っておいてください。残りの95%に対しての70%ですよということになるでしょう。すると残りの、計算式の関係がありますから、残りの95%の30%プラスの100に対しての5%の金額が一般財源から当初必要になってくるんじゃないかと言っているんです。その償還とか何とかというのは、別問題なんですよ。あとそれに対して、それを33.5%と思いますけれど、ちょっとその辺の計算もちゃんとして。一般財源が必要となってくる33.5%が、それを全部起債として30年間2%で償還するんだったら、そこが幾らなって、交付税の70%についてはそれも当初起債でやらずにちゃいけなから、その金利分も償還してくるから30年間でやったら幾らと、合わせて事業全体は、30年間を合わせて総額は何十億と、そして一般財源は幾らというようなことになってくるんじゃないかと思っているんですけど、違うんですか。

庁舎建設対策課長

先ほどの起債対象事業と対象外の事業というのはございまして、この79億に対しまして起債対象となる経費そのものが約75億でございます。それに対します合併特例債の充当可能額が55ページの変更一覧表でいいますと、3ページ真ん中の行にページ55と表記いたしておりますが、そのうち合併特例債が充当できる金額が71億7700万、差し引き建設当初の一般財源が7億7700万でございます。追加で表記をさせていただこうと考えておりましたのが、その下の表でございますけども、後年度以降71億7700万を借りるとした場合に、後年度以降に、建設事業以降に償還する場合の表を別途で という形で追加をしようとするものでございます。いま委員が言われますとおり、後年度以降の71億7700万の合併特例債にかかる利子額を、その下で26億7300万円、元利合わせて98億5000万円で、それに対します交付税措置が70%で68億9500万円、差し引き後年度が29億5500万円という表記をさせていただいております。いま委員が言われますとおり、合併特例債の事業の当該年度で、上の表の7億7700万が必要でございますので、トータルの一般財源ということになりますと、上の7億7700万プラス下の表の差し引き一般財源Cの欄の29億5500万円を加えました37億3200万円が建設当初から返済までにかかります将来を含めた一般財源の所要額というような考え方で表記をさせていただいております。

道祖委員

であるならば、あなたの答弁どおりだということだったら、総額はいくらになるの。ここに書いている98億5千万円になるのは間違いのないということ。口頭でやってもあれだから、この数字をね、言っている内容はわかるでしょ、質問の内容。あなた方は市民説明会の中に、調査問題検討委員会における4想定地の比較検討をしたときに、いろいろ数字を出しているけれど、この数字と今回の数字は違うわけよ、こっち側のね。だからその辺はどうなっているのかよくわからないんだけど、もう少しやっぱりわかるように説明してほしいなと。だから、合併特例債で使える品目と使えない品目を分けとって、で合併特例債の対象はいくらだと、そして、合併特例債対象外のやつは当然一般財源から出すんだから、だから、それがどうなっていくっちゃうようなやつをね、この数字が間違いのないならば、この数字のもう少し具体的な算式に合わせた数字を入れた一覧表を出せますか。

庁舎建設対策課長

いま質問委員の言われますトータルな、これあの、わかるように書いたつもりではございますけれども、いま言われますトータルな費用計算について起債対象事業費と対象外事業費から

合併特例債の充当可能額を算出しまして、将来負担も含めました表は作成可能でございます。

道祖委員

作成可能なら、それを資料として要求したいんですけど。なぜこんなことを言うかというのと、市民説明会の中でも費用抑制の話はいくらでも出ているんですよ。どの部分の費用を抑制するのか。いろいろな取り組み方があると思うんですよ。だから今度はこういう意見が出ているんだとしたら、いま思っている数字から費用抑制をする、したときに何の部門で何のところで、本体で費用抑制をしたのか、それとも引っ越し費用が安く上がったのか。そういうことをきちっと説明できるようにしていくべきだと私は思います。また、あなた方が出された市民説明会での中身によると市民には情報がいろいろあって上手く伝わっていないのではないかなというようなことが書かれております。費用についてですね、よく市民はわかっていないということだろうと思うんですよ。だから具体的にもう少しこういうものは出してもいいじゃないかと思います。そういう意味で資料要求いたしますので、委員長取り計らいをよろしく願います。

委員長

おはかりいたします。ただいま道祖委員のほうから要求のありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。他に質疑はありませんか。

上野委員

出していただいた資料についてですが、前回の委員会で私は本庁機能の一本化について議論をされましたでしょうかとお伺いした時にやりましたというご返答だったので、その部分についての議事録の提出を要求させていただいたというふうに記憶をしておりますが、いかがだったでしょうか。

庁舎建設対策課長

一本化の議論といいます議論につきましては、内部の検討委員会の中では具体的にはそこ辺の議論はあっておりません。で、いま分庁方式を前提としまして庁舎間の連携を図りながらどういった形で市民サービスの向上を図るかということで、今日お配りしております資料の3ページの(2)の各部署での検討という形で検討をいたしておるといった状況でございます。

上野委員

私の記憶が間違っていなければ、前回の部分の答弁に関しては訂正が必要じゃないかなというふうには思います。後で確認しておいてください。じゃあ本庁の一本化については議論が今までされていないというような認識で質問をさせていただきますけれども、皆さん方が作成していただいた計画案よりも、市民サービスの向上につながる指摘があれば、そこは真摯に検討していただかなければ、この特別委員会は単に私どもの意見や要望を聞き流す場所になるのではないかと思います。いかがでしょうか。

庁舎建設対策課長

内部での本庁の一本化というなかを、内部検討委員会の中での庁議等では議論は出ております。そういった中で、ここでも市民の意見等の中でもありますとおり、せっかくある穂波庁舎そのものを有効に活用して多少なりとも事業費を抑えるべきという考えから最終的に、これも内部検討組織の中での最終決定機関は庁議でございますけれども、その中で基本計画案の中での表記として、それで確認をしたところでございます。事業費が膨らんでも一本化にして大きくしたほうがいいのか、今の穂波庁舎を利用しながら分散化して事業費の抑制に努めたいのかという議論につきましては、詳細なところの会議録までは、ちょっといま記憶にはございませんけれども、そういったところも含めて庁議の中で議論された結果でございます。

上野委員

費用の抑制というのは本当に大事なことだと思うんですけど、いま出されている約80億円という試算の根拠が本庁機能を分庁方式にするということが前提であったならば、こういった市民サービスの向上につながるというふうに皆さん方はこれにも書かれてあるんだから、本庁機能を統合した場合の庁舎建設費用も算定して市民の皆さんに選択肢として提示するべきではないのかと思います。今からでも間に合うと思いますが、いかがでしょうか。

総務部長

検討委員会の中で、本庁、完全に単独でという試算については過去出した経過がございます。その中で、もう当然、当然とってはおかしいですけれども、論議の中で、穂波庁舎、既存庁舎ですね、これについては検討委員会の中でも活用するんだという形での論議がございましたので、まず最初は、建て替えか建て替えしないのかという話の中でですね、それから本庁、これをどうするかという中で既存庁舎の有効活用というのがもう大きな意見としてございました。また、いま質問者のほうから本庁機能の一本化ということでございますので、私どもといたしましては、できるだけ支所機能と本庁機能、そして出張所ですね、支所と穂波庁舎、そして本庁、この中で一本化といいますが、市民の皆様にご不便をおかけしない形での一本化という形の模索をしておるとい状況でございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

上野委員

前回の委員会で市民アンケート、意見募集はとるけども建設の位置と穂波庁舎の活用については、それは変えませんよという答弁がありました。この計画案の26ページに穂波庁舎の活用というところがあってですね、の穂波庁舎の活用という欄の一番最後のほうですね、穂波庁舎は一定の本庁機能を有する部署を配置して有効活用しますとあります。庁舎を有効活用するというか、市有財産を有効活用していただくのは当然のことだと思うんですけど、支所を、庁舎を有効活用する方法というのは本庁機能を配置すること以外にはないんですか。

総務部長

いまのご意見ですと、穂波庁舎、これについては活用すべきだと。また、そこに置くものについては本庁機能以外でもいいんじゃないかというようなご意見だと思うんですけども、いま私ども本庁舎建設について検討している中でできるだけコンパクトな形、経費をですね、削減する中でというときに既存庁舎については有効活用していこうというところで、そこに一定の部署を持っていこうと。それが本庁以外のというお話でございますとですね、別個の分についても検討もありますけれども、その分については、そこを外せば本庁自体の経費が大きくなる、必然的に経費がかかるわけでございますので、今の庁舎の中に一部分散化した中、これを検討せざるを得ないというふうな形で事務を進めておりますのでご理解のほどよろしく願いいたします。

上野委員

お金が大きくなるんで分庁方式やむなしという話ですか、そうですね。ではこの80億円という試算の根拠の中に皆さん方の執務スペースがありますよね。この見直しも十分にやっていただけるのでしょうか。

庁舎建設対策課長

いま委員の言われました案件につきましては、市民説明会の中でも意見が出ております。いま積算しております17,800平米といいますのは、計画案の中の資料等でも表記させていただいておりますとおり、平成22年度まで規制がかかっておりました地方債の基準、また今まで平成20年度前後以降に建設されました先例市の状況をもとに積算した、概算の積算面積でございます。その起債基準の中では一人一般職については4.5平米というような基本的な数字がございます。で、そういう形で積み上げました数字では実態に合わなくなったことから、

地方債での積み上げという制度自体が平成22年度をもって終了となっております。根拠としては、市民説明会でも説明させていただきましたけれども、防災の拠点の施設とか、この基準ができた折には電算機器等の配置等が算入されておられません。そういった関係とか、今で言いますと市民交流のスペース等々の現状の現情に合わなくなったというような状況からこの積算方法が廃止となっております。ここで17,800平米と概算をそういった形で積み上げて、大枠の数字を目標数値として挙げておりますけれども、詳細な事務につきましては改めて一人一人の執務スペース、各課で違いますキャビネットの量、電算機器類の器具の量等々を改めて調査しまして積み上げていった上で最終的な面積を確定していくというようなことを考えております。

上野委員

その面積の確定は、どなたがどの時期までにやられるんですか。

庁舎建設対策課長

今後、基本計画をもとに確定しましたら、基本設計に移りますけれども、だいたい前回の小幡委員だったと思いますけど、ご質問にありましたとおり最終的には基本設計そのものが発注から1年ほどかかりますので、その間に、最終的には発注後1年かかりますけれども、それと並行しまして必要面積の調査というのを並行してする予定で考えております。従いましてその最終的な面積につきましては今から設計業者等との協議もありますし、ひとつひとつの項目について市民に明らかにするとともに議会等でも報告しながら、調整を進めていく考えでございます。

上野委員

今のお話ですと基本計画を固めるためにいろんなお話を進めていかれるということになると基本計画が固まらないと基本設計を出せませんよね。

総務部長

基本計画、これはコンセプトでございます。この大要、スケルトンでございますので実際の基本設計にいたる過程で、今質問者言われました面積、そういった分を含めて詰めて検討させていただき、ご意見を賜る中でですね、基本設計を仕上げていくという流れになっていくということでございます。

上野委員

そうしたらこの基本計画、今は案なので案をとらなくちゃいけないと思うんですけど、案とった後にもこのとても大事な延べ床面積とかの数字が変わる可能性はあるということになりますか。

庁舎建設対策課長

実際の設計の発注という形になりますと、今委員の言われますとおりこの案をとった形での行政サイドでの大まかな計画を仕様として発注することになります。ただ具体的に基本設計という話になりますと、先ほど言います執務スペースが実際上どれだけ必要なのかと、会議室の確保がどれだけ必要なのかというのは、また改めて1から積み上げる必要があるというふうに考えておりますので、先例市見まして大きなぶれはないと思いますけれども、この17,800平方メートルが上下することは発生いたします。

上野委員

もう意見を言わせてもらって終わりますけれども、本当に大きな事業なので、消費税の負担増もよく言われますけれども8%の中に入っていくことは間違いないと思うんですけどね。10%に変わると2%の違いですよ。このまま80億円の予算だと1億6千万円で合併特例債を加味すると幾らぐらいになるんですかね。6千万弱ぐらいの負担になる、増になるんですか。6千万円の負担増で余り急いでつくる必要はないと私思うんで拙速に、50年間に1度の事業

なのでこの計画の案をとられる際にはですね、時間をかけてやり直していただいて、そしてその後基本設計発注につなげていただかなければいけないんじゃないかなというふうに意見を申し上げておきます。

委員長

先ほどの上野委員の質問の中で前回のやり取りについて、委員長としましても、ちょっと若干違うような答弁があったように認識をいたしておりますので、今資料ちょっと見ておきますと、8月6日の上野委員の質疑の中で本庁機能の一本化、庁舎間の連携と支所業務確定、拡充については、基本計画案をつくるまでの間どのような検討をしたのかということに対して、庁舎建設対策課長は市内部作業委員会ワーキンググループで検討を行っているという答弁が前回あっているんですね。今回はないというふうな形で180度違うので、ちょっとそここのところを確認をしておきたい。

庁舎建設対策課長

説明不足でございますけれども、庁舎間の連携の議論につきましては先ほどの資料のとおりでございます。本庁機能の一本化という議論につきましては、作業委員会ワーキンググループ等での議論はあっておりません。ただ、最終的には外部検討委員会の中の庁議の中で穂波庁舎をどうするかという問題は庁議の中で行われておりますので、そういった意味での回答をさせていただきます。

委員長

上野委員さん、それでよろしいですか。

上野委員

はい。

委員長

他に質疑はありませんか。

八児委員

すいません、重ねての話で申し訳ないんですけども、市民説明会の中でですね、たくさん意見をいただいております。しかしながら、市民の皆さん方も声なき声というのはやはりあるんですよ。そういうのをやっぱりですね、聞いていただきたいというふうに思います。そういう意味で、今上野委員が言われておりますように、ひとつひとつの事柄に対して、大規模な事業でございますので、丁寧に市民に説明をしていただきたい。そしてご意見を真摯に受け賜っていただきたい。その辺のことを改めて私の方からお願いをいたしますのでどうかよろしくお願いします。

委員長

意見としてでよろしいですか。

八児委員

はい。

委員長

他に質疑はありませんか。

小幡委員

市民説明会がありましたよね。いろんな意見が出ているのを集約されております。これは最終的に今日出されました基本計画案の中に反映していくというような、当委員会での議論も反映していくというようなことを言われておりますが、市民アンケートも含めて回答をね、特にこの前5カ所ですか、庁舎の説明会をやりましたが、その意見に対してその場では答えられていましたけれども、その後質問をされた方々が、これは表現は悪いんですけど適当な答えをもらったと、理解してくださいと、そのようなことのないように頑張りますとかというような適

当な答えであの場では突っ込めなかったんで、議会でしっかりと突っ込んでくださいという声がでているんですね。1つの例として、庄内でしたか、まあ飯塚もそうでしたが償還するのに財源はどうなるのかと、ちゃんと説明していますんでね、一億円近く償還していくきょう資料出ましたけれど、維持管理費も今よりふえるだろうと。一億数千万を一般財源から払っていくんだけど、市民サービスは低下しないですか、我々から税金が上がらないんですかというような意見が出ました。それに対してしっかりと答えも貰っていないということなんですよ。それをこの基本計画の中でも先ほど道祖委員が的確なことと言われていましたけれど、表は表せますが、これをどうするのか、どう返すのかという答えは一向にこの基本計画の中では答えは出てこないでね、そこの所をしっかりと市民の方にホームページを使うなり、この財源はこのように一般財源の中から捻出し、償還してきますと、そういう答えをちゃんと出す気があるかどうか。どの場でそれを説明するのか教えてください。

財務部長

このことについては以前の委員会でもお答えいたしましたけれど、この庁舎建設だけにかかわらず他の公共施設の整備について、今合併特例債も含めて全体の枠も含めてなんですが、今公共施設全体の整備をどうするかということで内部で今検討させていただいております。それが確定した後に年内にそれを含めた償還額がどのくらいになるか、そういうことを詰めた中で実際財源がどう見込めるか、その辺を含めた中で年度内ぐらいの中でその対応策を検討していきたいということで、今委員さんが申されます今の段階で償還も含めた財政的な見通しが出せればいいんですが、公共施設の整備の方針も今検討している中でございますので、もうしばらくお待ちいただきたいと考えております。

小幡委員

ありがとうございます。早くて年内にシミュレーション出すということは聞いております。ですから、それを踏まえた上で、今言ったような市民から質問に対していつ頃返事をするのかという質問なんです。だから今財務部の方で、年内にシミュレーションが出てくると合併特例債を含めたところすべてね。これが出て細かい庁舎に対する質問は来年出すとかね、そういう答えを今聞いているんでいつ頃その市民の意見に対して明確な答えを出すのかというところなんです。わかります。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩

再開

委員会を再開いたします。

総務部長

ご意見の中にございました、庁舎関係のいろんな市民の方からのご意見ですね、こういったものの回答につきましてはホームページ等を活用する中で随時お答えを返していきたいということで検討を進めさせていただきたいというふうに考えております。また、財源的な問題、これにつきましては庁舎だけの問題ではございません。他の事業もございまして、今その作業を詰めておるとい状況でございますので、これにつきましてはもう少しお時間をいただく中で回答させていただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

小幡委員

いま回答されるということで、結構でございますが、庁舎のいま私が質問した庄内の方の「税金は上がらないんでしょうか。我々の負担が増えたりしないんでしょうね。建てるのは構いませんけど。そのお金はどうして返すんでしょうか。」という答えをいつ頃出すのかということ質問しているんで、何月頃というような答えがほしいんですけど。

財務部長

先ほどお答えしました中で、年度内にそういう財源不足に対応するためにどうするかということになります。この庁舎だけとかということではなくて、全体を見据えた中での財政見直し、これに対する不足額の対応、その辺については行政全般についての見直しになってこようかと思えます。庁舎を建設するから住民負担が増えるということじゃなくて、全体の中で見直しを行いたいというふうに考えております。

小幡委員

だからそれは理解するんですよ。全体を把握した中でしょうから、でも庁舎もその全体の特例債の中の80億近くを使うということですから、その全体が見えないと庁舎の償還能力があるかないとか、どういった財源から捻出するという答えが出ないわけでしょう。だから切り離さないで、同じことじゃないですか。ここが調査特別委員会だからここで使うお金が幾らなのか、償還が幾らなのか、それをどうして返すのかを聞いているだけです。それがいつ頃、執行部の中から我々委員のほうに説明いただけるのか、若しくは市民のほうに明確にいつ頃こういうことで間違いなく返せますと、心配ありませんよということホームページなり市報なりで知らせることができるのかと、日時を聞いているんです。

財務部長

先ほども申しましたように、年度内を目標に策定をしていきたいというふうに考えております。

道祖委員

財政シミュレーションは年度内じゃなくて年内でしょう。そこをちゃんとしておかないと、年度内と年内といたら今までの答弁と全然違ってくるよ。

財務部長

先ほど申しましたように、施設の整備の方針、これについてはいま作業進めておりますので、近々まとめたいと思っております。それについての財政見直し、償還も含めた財政見直し、これを年内ぐらいに出したい。そしてそれを見た中での対応策、当然それで実際財源不足が生じなければそれでよございませぬし、財源不足が生じたときにはどういうふうに対応するかとこういうことについての見込みです。対応策、これを年度内にというふうには先ほども答弁させていただきました。

道祖委員

財政シミュレーションを出すということは、見込みまで見込んで出すというのが普通じゃない。その時点で財政シミュレーションして償還というのがあるんだから。だからこの償還のあり方というのが財政シミュレーションができあがったときに、大まかなものはもうできているはずでしょう。それからまたは3カ月も、年内と言っているけど、12月一杯とかいう話じゃない、私の受け方は、今までの質問の中で、大体秋頃にはできあがってというような感覚で受け取っているんですよ。それはもう10月、11月には締めているというふうに思っているんですよ。それをいま部長の答弁でいくと、いつの間にか年度になっている。それじゃだめでしょう。だから再三財政シミュレーションを早くしなさいと、やるべき事業はわかっているでしょうということを書いてきたんでしょう。そこをちゃんとしないと、こんな大きな仕事やっていけないじゃないですか。だからその答弁のあり方をきちっと考えてやっていってもらわないと。消費税の問題とか何とか言って、早く早くというふうな思いは多少ありますよ。消費税が上がればね、いらん持ち出しが出てくるのは事実なんです、すべてにおいて。だからその分はやはり早くやって、負担を軽くしようという考えは思っていますけれど、であるならば財政シミュレーションも早くしなくちゃ私は思いますけど、再度部長なり、部長が答弁できないなら副市長ちゃんと答弁してください。

副市長

財政シミュレーションにつきましては、確か私のほうで年内、それもできるだけ11月か12月の初めぐらいまでにはしたいと、時期まで言ったかどうかわかりませんが、そういう気持ちで私は答弁した記憶がございます。この事業の見込みにつきましても概算と言いますか、概略の中で合併特例債なり、うちがやっておりますいろんな事業についての総額の中での大方のやれるという見込みが正直言って、ただ私が言葉で言っても当然信用していただけないことは十分わかっておりますが、そういうふうに見込みを持って取り組んだ事業でございます。ですから、庁舎を建てることによって住民負担を、例えば別な形でいっぱい値上げをするというようなことは一切考えておりません。また、そんなことが許されるというふうには思っておりません。ですから、できるだけ、先ほど部長が言ったのは、若干心配して、ただ浸水対策もある、これもある、中活もある、いろんな需要そのものの細かいことは積み上がっておりませんが、大きな事業を抱えておりますので、シミュレーションをつくったときにまだ行革もずっとやっておりますので、万が一そこで不足するときは次の行革、あるいは常々道祖委員が言われているように交付税が一本化になったときの財源をどうするんかというようなご指摘もあっておりますので、そういうことを解消するための答えとして我々が次の、例えば職員をもっと減らすのか、何の経費を切り込むという答えが年度内というようなことで多分私は答えたんだろうと思います。ですから、財政シミュレーションそのものはできるだけ早い時期にですね、お示ししたいと思っております。もちろんこれはあくまでも概算ですので、その辺は十分に理解していただかないと、それぞれの事業が全て額が詳細に決まったわけではございませんけども、できるだけ早く出したいというふうには思っております。

小幡委員

いま道祖委員の意見に全面賛成なんですけど、で、私の質問はいつごろ出てくるんですかね、答えが。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:

再開 11:

委員会を再開いたします。

副市長

私がいま言いましたように、財政シミュレーションそのものを示すことができますね、いまの小幡委員の答えになるだろうと。ですから、例えば私は個人的には最低でも11月いっぱいには出したいとは思っておりますが、若干12月にずれ込むことはあるかもわかりませんが、この財政シミュレーションに関しましてはそういうふうにやりたいというふうには思っております。

委員長

よろしいですか。暫時休憩いたします。

休憩 11:

再開 11:

委員会を再開いたします。

今のは小幡委員、意見としてですか。

小幡委員

はい、そういうことでこの庁舎建設特別委員会ですから、庁舎にかかわる償還の根拠を示せるのはいつの時期になりますでしょうか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11 :

再開 11 :

委員会を再開いたします。

副市長

再三言いますが、11月いっぱいか12月頭ぐらいには示したいと思っております。

委員長

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

秀村委員

市民説明会、1点だけお尋ねしたいんですけども、市民への周知、広報、多分ホームページ、市報でされたと思うんですけども、そのほか何かありますか。

庁舎建設対策課長

ホームページ、市報、それから市報とダブりますけども隣組の回覧、それと新聞等にも掲載をお願いしておりますし、自治会長会理事会のほうに説明とご協力依頼をしております。

秀村委員

自治会長会のほうもお願いしたとありましたけども、自治会長さんでも知らない方がいたんですよ、変な話。30日の日でしたかね。ちょうど6時の市の放送ありましたよね。これで、余りにも人数が少ないんで言われるのかなあと思ったら、特定健診を受けてくださいという放送でした。これ、当日の夕方の放送とかではできなかったんですか。

庁舎建設対策課長

防災行政無線の活用も一時考えましたけれども、地域的に例えば飯塚地区という話になると広範な地域になりますもんですから、市報及び隣組回覧等で周知を図ったという状況で、防災行政無線は検討いたしましたけども、最終的には放送での周知というのは行っておりません。

秀村委員

広範囲になると言われましたけども、実際その日行かれなくてほかの所に行ってみようという方もおられると思うんですよ。現に、コスモスコモンの時に旧穂波地区ですと言われる方が質問されておりましたよね。ですから、もうちょっとこの一大事業ですので、丁寧な周知、広報をお願いしたいと思います。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

小幡委員

すみません、ちょっと聞きそびれました。説明会の中である方がね、検討委員会で検討をなされた。この検討委員会で検討するに当たって、庁舎の位置を決めるに当たっては、その合併協議でなされた決定にこだわらず検討してくださいと執行部が言ったということなんですが、事実関係があるかどうか。要は、検討委員会で穂波にこだわらんで場所は決めてもらって結構ですよということを執行部が言ったかどうか、事実関係を教えてください。

庁舎建設対策課長

庁舎問題検討委員会でそういった趣旨をいうことでございますけども、最初4地区、穂波地内の3地区想定地としてアンケートの結果から出した折に、委員の中から合併協定に縛られた中でこの協議会があるのかという質問がありました。ですんで、いま質問者が言われますとおりでございます、この庁舎問題検討委員会は現状の中での市民の意見を集約する場として設定させていただいております、庁舎問題検討委員会からの報告を受けてその合併協定の問題の論点についてはその報告を受けて市で判断すべきこととありますという返事はいたしております。

委員長

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

(な し)

おはかりいたします。庁舎建設に関することについては、継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、庁舎建設に関することについては継続審査とすることに決定いたしました。これをもちまして、庁舎建設特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。